

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年8月4日（令和3年（行個）諮問第125号）

答申日：令和4年11月24日（令和4年度（行個）答申第5142号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が令和2年特定月日付で特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月12日付け東労発総個開第2-1292号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

以下のことから、今般開示されなかった（特に医師の意見など）部分について、速やかな開示を求める。

届いた開示決定通知書の“不開示とした部分とその理由”には、「（中略）特定の個人を識別することができる情報であるため、法第14条第2号に該当し、（中略）また、（中略）同条第3号イ及びロに該当する（中略）さらに、（中略）聴取・確認した内容等に係る記述及び医師の意見の一部が記載されており、これらは（中略）同条第7号柱書きに該当する（中略）部分を不開示とした。」としているが、請求人は3月9日現在審査請求の手続きを済ませており、いずれ決定書が届く手筈である。

その決定書において、不支給決定の結論を導くに至った判断材料として、今般開示されなかった医師の意見なども審査請求人に開示されるはずのものであるから、これらを不開示とした処分庁の判断は正当性を欠いており誤りである。

審査請求人の労災申請を不支給と決定した根拠の開示を求めて情報開示請求をしたのに、肝心の要所であるエビデンスを隠されてしまっては、的を得た審査請求ができないため審査請求を行う意味を為さなくなってしまう。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年1月18日付け（同日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年5月4日付け（同月6日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

(略)

- (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

##### ア 法14条2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、5の①、6の①、7、8の①、9の①、10の①及び11の①の不開示部分は、請求人以外の氏名、署名、印影等、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、6の②、8の③、9の③及び10の②の不開示部分は、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が本件特定傷病の労災請求（以下「本件労災請求」という。）に係る処分を行うに当たり、請求人以外の特定期間から聴取した内容及び医師の意見書である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者及び医師が不当な干渉を受けることが懸念され、請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

##### イ 法14条3号イ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、

2, 5の②, 8の②及び9の②の不開示部分は, 特定法人の印影である。印影は, 書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり, これらの情報が開示された場合には, 偽造等により悪用されるおそれがある等, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イに該当するため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち, 文書番号5の③の不開示部分は, 特定法人の組織等に関する情報であり, 一般に公にしていけない内部情報である。これらの情報が開示された場合には, 当該法人が, 当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イに該当するため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条3号ロ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち, 文書番号11の②の不開示部分は, 特定法人に関する情報であり, 一般に公にしていけない内部情報である。これらの情報は, 行政機関の要請を受けて, 提出の有無及びその内容を開示しないと条件で任意に提出されたものであって, 通例として開示しないこととされているものであることから, 法14条3号ロに該当するため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち, 文書番号3, 6の②, 8の③, 9の③及び10の②の不開示部分は, 特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり, 請求人以外の特定の個人から聴取した内容及び医師の意見書であり, これらの部分が開示された場合には, 請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは, 上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて, これらの情報を開示とした場合, 被聴取者が心理的に大きな影響を受け, 被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し, 労災請求人側, 事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生すること, 医師が請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することを躊躇すること等, 公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって, これらの情報は, 開示することにより, 監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法14条7号柱

書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の③の不開示部分は、特定法人の組織等に関する情報であり、一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号11の②の不開示部分は、特定法人において一般に公にしていない内部情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提出されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記ウで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報に係る原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年9月9日 審議
- ④ 令和4年10月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年11月17日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

##### ア 通番1，通番11，通番14及び通番17

当該部分は、請求人から提出された休業補償給付支給請求書（以下「請求書」という。）及び医療機関から提出された意見書に記載された、医師の署名及び印影である。

このうち、通番1の請求書は、休業補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則13条）。このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番11，通番14及び通番17は意見書に記載された医師の署名及び印影である。請求書の内容について確認、補足等を求めるための意見書については、その目的からして請求書に証明を行った医師が記載することが通例であり、本件においても記載されている署名及び印影は請求書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番 5

当該部分は、事業場から提出された資料の一部で、身元保証書に記載された身元保証人の署名、印影等である。

当該部分は、法 1 4 条 2 号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、身元保証書は労働者から事業場へ提出する文書であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番 2 及び通番 1 5

通番 2 は、請求書及び医師意見書に記載された事業場及び医療機関の印影である。当該部分は、法 1 4 条 3 号に規定する法人等に関する情報であるが、審査請求人が監督署に提出した資料の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、通番 1 5 の印影は、通番 2 の印影と同じ印影であると認められる。

当該部分は、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番 9

当該部分は、特定監督署が関係者に電話で行った聴取結果である。当該部分は、請求人が知り得る情報であるか、原処分において開示されている情報から推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番 7

当該部分は、事業場から提出された資料であるが、執務室平面図であり、当該事業場で勤務していた審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は上記ウと同様の理由により法 1 4 条 3 号イに該当しない。また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

通番5，通番8，通番17及び通番19は，事業場提出資料，意見書等に記載された担当者の職氏名及び診療報酬明細書（以下「明細書」という。）に記載された担当者の印影である。

通番10は，労災協力医の署名である。地方労災医員の氏名については，その職務遂行に係る情報として，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，開示することとされているが，その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

このため，当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番4，通番9，通番13，通番16及び通番18は，電話聴取書及び質問票に記載された被聴取者からの聴取内容，医療機関から提出された資料に記載された主治医の意見及び調査復命書の記載の一部である。当該部分は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，労災給付請求者からの批判等を恐れ，被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となり，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番3及び通番6は，事業場から提出された資料に押印された特定事業場の印影である。通番12は，意見書に押印された特定医療機関

の印影である。これらの印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番7は、事業場から提出された資料である。当該部分には、特定事業場の内部情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性

通番20は、特定監督署が特定市から入手した明細書の一部である。当該部分は、審査請求人本人の受診歴の情報であり、通常、審査請求人は知り得る情報であると認められる。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、明細書の取扱いについて、特定医療機関から、本件労災請求に関係のない病名の情報については、当該医療機関から不開示の意向が示されたとのことであった。

そこで文書11を見分したところ、当該部分は本件労災請求に係る疾病と無関係の疾病のものであると認められ、特定医療機関の意向を覆してこれを開示することにより、このことを知った特定医療機関からの信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働局労働者災害補償保険審査官に対し労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、同審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされたとのことである。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書に記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号 及び文書名		2 不開示部分			3 2欄のうち開示すべき 部分
		該当箇所	法 1 4 条 各 号 該 当 性	通番	
文書 1	請求書	① 1 頁, 3 頁, 5 頁診療担当者署名 及び印影	2 号	1	全て
		② 1 頁及び 5 頁法 人印影	3 号イ	2	全て
文書 2	事業場 提出資 料①	1 頁法人印影	3 号イ	3	—
文書 3	調査結 果復命 書	4 頁及び 5 頁不開 示部分	2 号, 7 号柱書き	4	—
文書 5	事業場 提出資 料②	① 6 頁職・氏名, 1 0 頁氏名・印影 等	2 号	5	1 0 頁氏名・印影等
		② 6 頁法人印影	3 号イ	6	—
		③ 1 3 頁及び 1 7 頁不開示部分	3 号イ, 7 号柱書 き	7	1 7 頁
文書 6	電話聴 取書等	① 1 頁照会先欄及 び被聴取者名	2 号	8	—
		② 1 頁聴取内容	2 号, 7 号柱書き	9	記の 6 行目, 7 行目 1 文字 目ないし 1 6 文字目, 9 行 目, 1 0 行目 1 文字目ない し 9 文字目, 1 1 行目, 1 2 行目 1 文字目ないし 9 文 字目, 1 4 行目ないし 1 6 行目
文書 7	意見書 等①	1 頁医師署名及び 印影	2 号	1 0	—
文書 8	意見書 等②	① 1 頁医師署名及 び印影, 2 8 頁医 師印影	2 号	1 1	全て
		② 1 頁法人印影	3 号イ	1 2	—
		③ 2 頁不開示部分	2 号, 7 号柱書き	1 3	—
文書 等③	意見書 等③	① 1 頁医師印影	2 号	1 4	全て
		② 1 頁法人印影	3 号イ	1 5	全て

9		③ 2 頁不開示部分	2 号, 7 号柱書き	1 6	—
文 書 1 0	意 見 書 等④	① 1 頁医師署名及 び印影, 被聴取者 氏名	2 号	1 7	医師署名及び印影
		② 2 頁 不 開 示 部 分	2 号, 7 号柱書き	1 8	—
文 書 1 1	診 療 報 酬 明 細 書等	① <u>3 1 頁, 3 4</u> <u>頁, 3 5 頁, 4 2</u> <u>頁, 4 3 頁, 4 5</u> <u>頁, 4 6 頁, 5 0</u> <u>頁, 5 3 頁, 5 4</u> <u>頁, 5 6 頁, 5 9</u> <u>頁, 6 1 頁, 6 2</u> <u>頁, 6 5 頁, 6 7</u> 頁印影	2 号	1 9	—
		② 9 頁, 1 4 頁な いし <u>1 6 頁, 2 1</u> <u>頁, 2 2 頁, 2 4</u> <u>頁, 2 5 頁, 3 7</u> <u>頁, 4 7 頁, 5 5</u> <u>頁, 6 0 頁, 6 3</u> <u>頁, 6 6 頁, 6 8</u> <u>頁, 7 0 頁, 7 2</u> <u>頁, 7 6 頁, 7 7</u> 頁不開示部分	3 号口, 7 号柱書 き	2 0	—

(注 1) 当審査会事務局において, 2 欄の該当箇所の記載方法を整理した。また, 文書番号 4, 1 2, 1 3 は不開示部分がないため記載を省略した。

(注 2) 文書番号 1 1 の下線部について理由説明書別表に誤記があったので, 当審査会事務局で修正した。